

平成 16 年 9 月 24 日

特許庁 技術調査課長
新 井 正 男 様

(社)日本経済団体連合会
環境・技術本部長
椋 田 哲 史

お問い合わせをいただきました国際標準やリサーチツールに関わる裁定実施権の活用に関し、以下の通り、現時点における日本経団連・知的財産部会の考えをお伝えいたします。

記

1. 意見の状況

知的財産政策を巡っては、一層のイノベーションを促す上で、特許に基づく排他的権利の行使が弊害をもたらす面も看過できないとの意見が出されている。ITに関する国際標準の分野では、標準に係る必須特許の保有者による過度の権利行使が、標準技術の活用・普及を妨げているとの意見が出されており、バイオテクノロジー分野では、代替性のないリサーチツールに関する特許が試験・研究の実施を妨げるおそれが指摘されている。

こうした状況を背景に、弊害の除去のために、裁定実施権制度を積極的に活用すべきとの意見も出されている。しかし一方では、国際的な動向や各国制度との整合性が現状では確保できないことや、発展途上国への影響も考慮すると知的財産政策全体に悪影響を与えるという理由で、反対論も存在している。

2. 今後の検討にあたっての考え方

ITに関わる国際標準やバイオテクノロジーは、わが国が科学技術創造立国を実現していく上での最重要分野のひとつである。従って、まず、特許に基づく排他的な権利が、イノベーションの実現にどのような影響があるのか、産業界のみならず、知的財産の創造の重要な場である大学でどのような問題が起きているのか、また起こり得るのか、十分な分析が必要である。

次に、その問題を解決するには、何をなすべきか、真剣な検討が必要であると考える。裁定実施権制度についても、問題の大きさを踏まえつつ、本当に対

象とすべき分野は何か、諸外国との整合性の確保を図るためには何が必要か、諸外国での不当な権利制限を防ぐためには何をすべきなどの様々な課題について、さらに検討を進める必要がある。

わが国産業の競争力を向上させ、一層のイノベーションを促すようなプロ・イノベーションの知的財産政策を推進する上で、排他的権利行使がもたらす弊害をどう考えるかは大変重要な問題である。裁定実施権制度についても、早急に結論を出すというより、関係する様々な課題について検討を進め、問題の解決を目指していくことが重要であるとする。

以 上